

# 事務局組織規程

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会定款第41条の規定に基づく事務局（以下「事務局」という。）の運営は、この規程の定めるところによる。

## 第2章 事 務 局

(組織及び分掌事務)

**第2条** 事務局に総務企画課、生活支援課、福祉振興課、介護福祉総合支援センター、保育士・保育所支援センター及びコミュニティ再生推進室をおき、次の事務を分掌する。

総務企画課

- (1) 定款及び諸規程に関する事項
- (2) 理事会等に関する事項
- (3) 職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関する事項
- (4) 事業計画及び事業報告、予算及び決算に関する事項
- (5) 経理及び出納に関する事項
- (6) 基本財産に関する事項
- (7) 表彰及び弔慰に関する事項
- (8) 社会福祉の広報啓発に関する事項
- (9) 予算対策及び提言に関する事項
- (10) 民間社会福祉事業従事者退職手当共済事業に関する事項
- (11) 福祉医療機構退職手当共済事業に関する事項
- (12) 共同募金、歳末たすけあい運動に関する事項
- (13) 福利厚生センター地方事務局に関する事項
- (14) その他必要とする事項

生活支援課

- (1) 生活福祉資金等貸付事業に関する事項
- (2) 臨時特例つなぎ資金貸付事業に関する事項
- (3) 高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に関する事項
- (4) 日常生活自立支援事業に関する事項
- (5) 生活困窮者自立支援事業に関する事項
- (6) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に関する事項
- (7) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に関する事項
- (8) その他必要とする事項

#### 福祉振興課

- (1) 地域福祉に関する事項
- (2) 市町村社協の支援に関する事項
- (3) ボランティア・市民活動の推進に関する事項
- (4) 明るい長寿社会づくり推進機構に関する事項
- (5) 福祉救援活動（災害ボランティアセンター・福祉救援チーム）に関する事項
- (6) 社会福祉施設、団体の支援・育成に関する事項
- (7) 山梨ともしび基金助成事業及び各種助成事業等に関する事項
- (8) 福祉サービス第三者評価事業に関する事項
- (9) 地域密着型サービス外部評価事業に関する事項
- (10) 社会福祉施設経営指導事業に関する事項
- (11) 山梨県民生委員児童委員協議会に関する事項
- (12) 山梨県社会福祉法人経営者協議会に関する事項
- (13) 山梨県社会就労センター協議会に関する事項
- (14) その他必要とする事項

#### 介護福祉総合支援センター

- (1) 介護事業所及び家族介護者の一体的支援に関する事項
- (2) その他必要とする事項

#### 保育士・保育所支援センター

- (1) 潜在保育士等の就職に関する相談・研修・斡旋等の支援に関する事項
- (2) 保育士の働き方改革の支援に関する事項
- (3) 保育所等における要支援児童等の対応支援に関する事項
- (4) 山梨県保育協議会に関する事項
- (5) その他必要とする事項

#### コミュニティ再生推進室

- (1) やまなし地域支え合いコミュニティ再生推進事業（地域支え合いプロジェクト）に関する

る事項

- (2) 「やまなし地域福祉応援プラットフォーム」に関する事項
- (3) その他必要とする事項

2 介護福祉総合支援センターに福祉人材センター及び介護支援センターをおき、次の事務を分掌する。

#### 福祉人材センター

- (1) 社会福祉法第93条第1項の規定により指定を受けた福祉人材センターに関する事項
- (2) 社会福祉事業従事者等に対する研修に関する事項
- (3) 教育職員免許に関わる特例法第2条第2項に規定する介護等の体験に関する事項
- (4) 介護福祉士修学資金等貸付事業に関する事項
- (5) 保育人材確保対策貸付事業に関する事項
- (6) その他必要とする事項

#### 介護支援センター

- (1) 介護事業所の支援に関する事項
- (2) 家族介護者の支援に関する事項
- (3) 山梨県老人福祉施設協議会に関する事項
- (4) その他必要とする事項

(職員)

第3条 事務局に次の職員をおく。

事務局長	1名
参事	若干名
事務局次長	若干名
介護福祉総合支援センター長	1名
課長	若干名
所長	若干名
室長	若干名
主幹	若干名
課長補佐	若干名
副所長	若干名
主査	若干名
研修企画幹	若干名
災害対策推進幹	若干名
福祉人材定着支援幹	若干名
生活支援幹	若干名

副主査	若干名
主任	若干名
主事	若干名
その他の職員	若干名

**(事務執行)**

**第4条** 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指導監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け事務を掌理し、事務局長事故ある場合はその職務を代理する。

3 参事及び介護福祉総合支援センター長は、上司の特別の命を受けた事務をつかさどり、主幹は上司の命を受け特定事務を処理する。

4 課長、所長及び室長は上司の命を受け所属課、所、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 課長補佐、副所長、主査、研修企画幹、災害対策推進幹、福祉人材定着支援幹、生活支援幹、副主査、主任、主事、その他の職員は上司の命を受け所属課、所、室の事務または業務にあたる。

### 第3章 雑 則

**(雑則)**

**第5条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

### 附 則

1 この規程は昭和49年4月1日から施行する。

2 昭和50年 4月 1日一部改正

3 昭和51年 4月 1日一部改正

4 昭和52年 4月 1日一部改正

5 昭和53年 4月 1日一部改正

6 昭和55年 4月 1日一部改正

7 昭和55年 7月 1日一部改正

8 昭和61年 4月 1日一部改正

9 昭和63年 4月 1日一部改正

10 平成 2年 4月 1日一部改正

11 平成 3年 9月 1日一部改正

12 平成 4年10月 1日一部改正

13	平成	5年	4月	1日	一部改正
14	平成	7年	4月	1日	一部改正
15	平成	8年	4月	1日	一部改正
16	平成	9年	4月	1日	一部改正
17	平成	10年	4月	1日	一部改正
18	平成	11年	4月	1日	一部改正
19	平成	11年	10月	1日	一部改正
20	平成	13年	7月	12日	一部改正
21	平成	18年	4月	1日	一部改正
22	平成	21年	4月	1日	一部改正
23	平成	23年	4月	1日	一部改正
24	平成	25年	4月	1日	一部改正
25	平成	26年	4月	1日	一部改正
26	平成	27年	4月	1日	一部改正
27	平成	28年	4月	1日	一部改正
28	平成	29年	4月	1日	一部改正
29	令和	3年	4月	1日	一部改正
30	令和	5年	4月	1日	一部改正
31	令和	6年	4月	1日	一部改正